

静岡県告示第155号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する下田港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和5年3月14日

下田港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

1 概要を変更する施設

(1) 変更前

種 類	名 称	位 置	能 力
物揚場	外ヶ岡物揚場(3)	下田市外ヶ岡17番地先	構造形式 ジャケット式 延長 320.0m、水深 -4.0m 主要用材 鋼、対象船舶船型 200D/W 船席数 4

(2) 変更後

種 類	名 称	位 置	能 力
物揚場	外ヶ岡物揚場(3)	下田市外ヶ岡17番地先	構造形式 ジャケット式 延長 380.0m、水深 -4.0m 主要用材 鋼、対象船舶船型 200D/W 船席数 9